

平成17年第4回（10月）臨時会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成17年 第4回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成17年10月4日 (1日間) 午前10時00分開会

平成17年第4回県央県南広域環境組合議会臨時会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 内田 豊	2 番 赤崎 光善	3 番 木村 和俊
4 番 山口 一輝	5 番 青木 弘義	6 番 水田 寿一
7 番 馬渡 光春	8 番 中村 五良	9 番 岩下 勝
10 番 東原 貢	11 番 荒木 榮喜	12 番 中山 寛二
13 番 金澤 壯	14 番 渡部 満喜	16 番 川田 典秀
17 番 北浦 守金	18 番 古川 利光	

2 欠席議員は、次のとおりである。

15 番 小嶋 光明

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 斉藤 正次
副管理者 浦川 康二	副管理者 松浦 末利	副管理者 町田 義博
副管理者 松藤 壽和	副管理者 松本 安男	
参 考 人 金子 淨澄	参 考 人 坂本 一弘	
収 入 役 池松 正光		
事務局長 高田 徳一	施設課長 森松 光明	施設課長補佐 田中 金大
施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好	総務課吏員 吉田 貴史
施設課吏員 川口 隆彦		

4 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 谷口 啓 書記 荒木 学 書記 船津 健一郎

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第16号 平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正
予算(第3号)

6 議事の経過

(午前10時01分 開会)

○議長（古川利光君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成17年第4回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の説明を求めましたので、ご報告をいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許します。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成17年第4回議会臨時会を急遽招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中に、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、10月11日に新たに発足いたします雲仙市を構成する町からご出席いただいている議員の皆様におかれましては、合併直前で本当にお忙しいところでございますが、ご出席いただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

本日提出いたしました議案は、議案第16号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第3号」でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古川利光君）

それでは、お手元に配布しております議事日程表により議事を進行いたしてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」についてを議題といたします。議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において荒木榮喜議員、中山寛二議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日一日間といたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

次に、日程第3「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第3号」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長(高田徳一君)

事務局長。

○議長(古川利光君)

事務局長。

○事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第16号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第3号」についてご説明をいたします。

お手元に資料と一枚ものの、歳入歳出が一表になってるもの、これも参考にご覧になりながら、いただければと思います。

歳入歳出予算に、3億3,905万円を追加し、総額で37億226万円とするものでございます。

3ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料で7,000万円増額し、2億200万1,000円。6款繰越金で2億6,865万円増額し、7億2,193万7,000千円。7款諸収入で40万円増額し、6,050万1,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。3款衛生費で3億7,475万5,000円増額し、32億3,834万1,000円。4款、公債費で3,570万5,000円減額し、2億7,341万1,000円とするものでございます。

歳出の内訳は10ページをご覧いただきたいと存じます。3款衛生費、1項清掃費、1目クリーンセンター費で3億7,475万5,000円増額するものです。11節需用費の3億200万円の増額ですが、ごみを処理するためのガス、LNG代で2億1,400万円。電気代支払いのため光熱水費で8,800万円増額するものでございます。

補正の理由といたしましては、ごみ処理基本計画により年間の処理量を80,665トンと想定をしており、2炉運転を基本に年間の経費を予算計上しておりましたが、前回の議会でもご説明いたしましたとおり運転の際未処理ごみが2,600トンあり、さらに引受けを、引渡しを受けた4月以降もごみ処理基本計画による想定量以上のごみの投入があり、そのため4月下旬から常時3炉運転で処理を行っているところでございます。

今年度は年間90,000トンを上回るごみの搬入が予想されるため今後も3炉運転を継続しなければなりません。

また、電気、ガス代につきましては、組合名義で契約を締結しております

ので、組合の予算からまず支払いをしなければなりませんので今回補正予算をお願いするものでございます。

なお、この費用分担につきましては、覚書により3年後に清算することとなっております。これにつきましては、ごみ量が想定以上であったということに起因いたしておりますが、JFEエンジニアリング株式会社の運転技術のこと等もあり、施工監理を請け負いましたコンサルの意見等も参考にして、JFEエンジニアリング株式会社と費用負担について協議を重ねておるところでございます。

次に、13節委託料で3,075万5,000円増額するものでございます。

これは、ごみ処理過程においてスラグ、メタル、金属水酸化物、硫黄、混合塩が副産物として発生をいたします。現在までそれら副産物の引受業者をJFEエンジニアリング株式会社を探しておりましたが、引受先の目途がつかまりましたので搬送業務委託費として1,700万円をお願いするものでございます。

また、10月末から予定をしております処理施設の法定点検業務委託費として1,375万5,000円増額をお願いするものでございます。

続きまして、15節工事請負費で4,200万円の増額をお願いするものでございます。

これにつきましても、年間のごみ処理量を80,665トンと想定しており、今年度は想定を上回る90,000トン以上のごみの搬入が予想されるため、排水処理施設の能力を增強する必要がありますので4,200万円増額するものです。

次に11ページをご覧くださいと存じます。余熱、余熱利用施設に係る起債の償還額が確定したことに伴い、4款公債費、1項公債費、1目元金で1,500万円増額、12ページの2目利子で5,070万5,000円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページをご覧くださいと存じます。2款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料、1節廃棄物処理手数料で7,000万円の増額をするものでございます。

事業者、一般家庭から直接持ち込まれるごみに対する手数料は1億3,200万円、これは年間33,000トン、単価4円で収入を見込んで予算措置をいたしておりましたが、今年度は2億円を超える収入が見込めるため増額するものでございます。

次に、8ページの6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で2億6,865万円の増額をお願いするものでございます。

次に、9ページをご覧くださいと存じます。7款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入で40万円増額するものでございます。歳出で説明をいたしましたが、現在まで副産物の引受業者を探しておりました。今回目途がつかまりましたので副産物の売払い収入を計上するものでございます。

以上で、議案第16号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正

予算第3号」について説明を終わらせていただきます。

○議長（古川利光君）

これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑に関しましては、同一議員につきまして、同一議員に同一議題について3回までとなっておりますのでよろしくご協力をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

○3番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○3番（木村和俊君）

歳入・・・（聞き取れず）。

○議長（古川利光君）

歳入、全部です。同一議案と判断をしておりますので。

○3番（木村和俊君）

そいじゃ、あの歳出のですね、10ページ。あの今度の補正の中心は助燃材、天然ガスの購入費と、それから水処理の系統を今の1系統からもう1系統増やして2系統にすると、その工事費4,200万、これがまあ主要内容になっているようです。

それですね、助燃材の費用は今度、ま、この含めてね、その工事費含めて3億7,400万でしょ、どうなんでしょうか、この施設の委託管理については、メーカーに年間およそ3億円で委託をしている訳ですね。で、この施設の建設も、性能発注ということで設計も建設も含めてJFEに発注をして造られた品物ですね。

そうしますとね、その後のこういった、稼動した後でいろいろその必要になってくる助燃材であるとか、あるいはこういった設備のその増設であるとか、こういったものをね、メーカーが負担するのか、組合が負担するのか、その辺はどこでどういう取り決めになっているのか、その辺がね、よくわからんのですよ。と、今の説明ではね、その助燃材については組合名義で購入してるから、とりあえず組合が負担をして、3年後にメーカーと清算、清算をすると、いうお話のようです。そしてその内容はその費用負担については覚書で取り決められている、ということでしょう。そうしますとね、前の議会でも私お願いしましたけどね、その費用負担について組合とメーカーがどういう負担割合にするかということを取り決めてあるとするその覚書は我々手元に無いんですよ。議員の手元には。だから我々、こう予算を審議するにあたってねえ、どうしてその組合がこれを負担せないかのかと、メーカーとその費用負担するということになつとるようやけど、その負担をどういう割合にするのかということについて覚書がなんか根拠になつとるようだけどその覚書は我々の手元に無いと、いうことではね、ほんとにこの議会としてね、この予算についてね、責任ある審議が私できないと思うんですよ。だから改めてね、この前の議会では覚書、こう、あの提出するということになってましたけど、まだ出されておられませんけどね、まず私はねこういった予算

の編成の根拠になっている、費用負担のね、根拠になっている、覚書をね是非早く議会に出していただきたい。そういうもの無しに予算を審議してくれというのはよく分かりませんのでね。それが一つ。

それです、実際、そのところの二つ目ですけどね、この天然ガスというのは、どうなんですか、組合が負担すべき性格のものでしょうか。それとも、メーカーが負担すべき性格のものでしょうか。

私ね、委託契約書も全部見ました。それから建設に当たっての、契約書も全部見ました。しかしどこにもねえ、助燃材天然ガスについては組合が負担するということを明記したところはどこも無いんです。どこにも無いんですよ。ですから、改めてね、この予算に計上してあるこの予算を計上する根拠になった組合が負担すると、いう根拠は何を根拠にしているのか、まず最初に説明をしてください。

それから二つ目。この助燃材の二つ目ですけどね。今説明ありましたように、天然ガスのガス代は、う〜んと、いくらですか、2億1,400万ですね、これは燃料費、燃料費という項目になってます。ところが当初予算ではね、この需用費の燃料費はね14万4,000円なんです。当初予算の予算額は。私は予算というのはね、きちんと品目は決められたところに決められたように計上するというのはこれは原則なんです。当初予算で14万4,000円だったのがどうして今度の補正で2億1,400万にもなるのかと、いうことをちょっと聞かしてほしいんですよ。今の説明では当初のガス代は、光熱水費に入ってるような説明で、ございましたね。そんなね、ごちゃごちゃしたね、当初予算の時には燃料費に入れ、今度の補正ではね光熱水費に入れなんてね、そういう予算の編成の仕方は私はあり得んと思いますので、どうしてそういうことになっているのかお聞かせください。

それから三つ目ですけどね、あ、その水処理のことです。現在の1系統を2系統にせんと対応できないということのようですけど、私この変更はね、いわゆるその法律に定めるね、軽微な変更には該当しないと思うんです。当然届出を出して許可を得るべき施設の重大な変更になるというふうに思いますけどね。そのことについて県との協議はどうもされていないようですけどね。どういうご理解でこれを届出の必要な変更じゃないというふうに判断しておられるのかね、そのへん説明をしてください。

以上。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

まず1点目の組合負担かメーカー負担かというお訊ねでございます。

これにつきましては、先程ご説明申しましたように、九州電力と契約をしておりますのは、組合、組合名義で九州電力と契約をいたしております。またガス会社も組合名義で契約をいたしております。で、費用負担につきましては覚書の中で三年後に清算をするという形に謳っております。で、今、た

だ今年は、想定を上回る90,000トンを超えるごみの搬入が想定をされますので、JFE側とも、3年という覚書はそれはそれとして、3年後に清算というそれはそれとして、今年度で清算というのが可能かということも併せて協議を実はしているところでございます。組合が全部負担をして、しまうということではございません。当然応分の負担がメーカー側にも発生をするということでご理解を賜りたいと存じます。

それから2つ目の燃料費と光熱水費が当初予算と違うというようなお話でございました。これにつきましては実はあの、今議員ご指摘のとおり、当初、光熱水費に、ガス代を当初予算は計上いたしておりましたが、会計処理を委託しております諫早市の会計課からも、話がございまして、このガス代については燃料費が適切であると、いう指導を受けたため今回補正予算と併せて光熱水費から流用し燃料費に、という形を取らせていただいたのでございます。ご理解を賜りたいと思います。

3点目の水処理につきましては施設課長の方からご説明をいたします。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

届出につきましては、必要無いというふうな判断で、そのように取り扱いをさせていただいてます、いただこうとしているものでございます。

○議長（古川利光君）

（いいですか。）

○3番（木村和俊君）

（聞き取れず）

○施設課長（森松光明君）

併せましてお手元のカラー2枚刷りの資料について説明をいたします。

まず一枚目の項目が「県央県南クリーンセンター改造項目」という、のをご覧いただきたいと思いますが、プラントの流れを、概要をそこに掲載をいたしましたのでございます。左の方があのいわゆる通称高温反応炉と申しまして、ごみを投入するところでございます。で、上の方から、図の上の方から、いわゆる急冷、酸洗浄、アルカリ洗浄、脱硫、除湿されて、きれいなガスになったものが、ガスエンジンとガス焚きボイラーの方で使われるようなシステムになっております。中程がいわゆる急冷酸洗浄をした後、沈殿槽を通過して水処理をするものであります。

この水処理につきましては次の二枚目をお願いをしたいと思いますけれども、左の方から説明をいたしますと、まず、排水処理というようになっておりますけれども、当施設は、施設外に排水を出すということではなく、施設の中で発生した排水を処理するという意味で排水設備というふうにっておりますけれども、その、そこらあたりはご理解をいただきたいというふうに思います。

排水処理設備から、次の右の方に行って、赤でありますけど、現在はこの赤の部分がありません。いわゆる、水をきれいなものにする装置であります。

いわゆるRO膜といって、通常は海水の淡水化などでよく使われる技術でありますけども、小さなミクロンの単位の膜を付けて水を浄化するという設備であります。現在は1系列しかないものを、それを2系列にするというのが今回の計画でありまして、1系列ですとどうしても掃除をする作業あたりが日単位で、しかも炉を止めてやらなければいけないというような説明であり、どうしても今のごみの量からすると、炉を停止してこの前濃縮装置を掃除をする、整備をするというようなことがなかなか困難という判断から、もう1系列を増設をしたいというのが今回の計画であります。

ま、そういうことできれいな水を作って、炉を稼働をしていく、そういうものでございます。以上です。

○3番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○3番（木村和俊君）

あのね、本来だったらそういうのは当初のね、設計の中に当然織り込まれておるべきものでね、もう半年以上も運転して、そして、いろいろ不具合だからということね、あちこち増設をしたりうんぬんというのが今の事態なんですよ。

それでね、あのお訊ねしますけど、結局助燃材天然ガスだけでもね、今度の補正入れると3億3,000万超える訳でしょ。ねえ、委託費は約3億ですから、委託費を超えるねえ助燃材、天然ガス代を払わにやいかんと。そしてまたそれと同じぐらいの液体酸素を外部から搬入してると。金額にすると合わせて6億以上でしょ。これがいつまで続くんですか。毎年続くんですか。

私、先の議会でもねえ、これはその一時的なものなのか、それともずっと続くものなのかね、はっきりしてくれと、これがずっと続いたらたまつたもんじゃないぞと。いうことをお訊ねしましたけどもな〜んも返事ないんですよ。私あらためてね、こんなにたくさんの助燃材、委託費用を超えるね、3億以上の金をつぎ込む、そしてまた液体酸素もいつまでメーカーが持つのかわかんけど、これも同じぐらいの3億以上のお金を今つぎ込んでるんですよ。あらためてこれがいつまで続くのか、そのことについて説明をしていただきたいと思います。

それから、これの費用負担のところですよ。メーカーと組合がどういう負担割合をするかということは、なんか覚書にね、そのことがこう書いてあるようですよけど、全然僕らにはその覚書も見せて、見せてもらえないと。なんでこういった予算編成の根拠になっているね、そういう文書を、議会に出さるのですか。それを出さずにおって予算を審議して認めてくれなんてね、これは誰が聞いたってね、そんな不自然なことはないだろうと、きちんと予算編成をしたその根拠はこういうことですよと、そりゃ出すのが当然でしょ。

議長ね、この2市10町のね、住民はね、26万超すんですよ。我々議会は、管理者がきちんと仕事をやってるのかどうか、間違ったことがやっておられないかどうか、これをきちんと管理しね、チェックするのがこの議会の

役目だと私思ってるんです。我々議会、議員はね、そういう面で本当にね26万の人達にきちんと説明ができるような、そういう議会の審議を私はやるべきだと思うんですよ。私がお願いしてるのはね決して無理なお願いじゃないんです。こういう予算編成の根拠になった覚書、出してください。そういうこと無しにね、予算をね、通してくれなんてね、そりゃ誰が考えたってねそりゃ無理だと、いうふうに思いますので、あらためてこれは議長からもね、そわあ然るべきものはし、管理者の方に出さしてもらおうというふうにやっていただきたいというふうに思います。

それから水処理の件についてはね、私これは県に確かめたんですよ。県の担当の所に。今度その水処理の系統はね、今の一つじゃ足りんからもう一つ増やすと、いうことで予算がされているようだけど、あなたの所に相談がありましたかと。県の担当者はね、いやそういうこと何もあっておりませんと。あなた方、県にも相談をせずにこういうのやってるじゃないですか。変更の届出が、する必要が無い増設だなんてね、その解釈はあなた方、のね独断なんですよ。県ときちんと協議をした上でそういうことだったらまだ私は話は解ります。こういう施設のね、大事な設備の、水処理の系統のところを一つ増やすちゅう訳でしょ。こんな重大な変更がありますか。こういったことについてはね、きちんとやはりね、県と協議をして、そして県が、そわ協議の必要が無いと言えば、それはそれで、あの届出の必要が無いといえばそれはそれでいいでしょう。しかし、そういったことはねやはり協議をした上で決めるべきだと、いうふうに思いますのでね、あらためてそのへんの県との協議をどういうふうにされるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

まず、概要版につきましては、今日お配りをするように用意をいたしておりますので、覚書の概要版については後程配布をさせていただきたいと思えます。

○議長（古川利光君）

事務局長、覚書があったら直ちに配布をお願いします。

○事務局長（高田徳一君）

はい。

○議長（古川利光君）

しばらく休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい、県との協議につきましては、メーカーと私共の中では、県に協議は特段必要は無かろうという判断はしてはしておりますが、今議員からご指摘の件もありますのでもう一度県の方に出向いて、この増強に係る図面等もお示しをし、県と協議をしたいと、このように考えております。

○3番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○3番（木村和俊君）

覚書ね、今もらったばかりで、これ、しかしその概要版ということになってますねえ。覚書そのものじゃないですねえ。ん～、最後に、あのじっくり読ませていただいて、いただきたいと思えますけどね。この中で天然ガスのね、費用区分、これはこの覚書のどこを根拠に、あとメーカーと組合の負担をどうするのかというのは話し合いになるのでしょうか。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい。概要版の、二枚目をお開きいただきたいと存じます。カッコ、片カッコ4でございます。

「性能保証にかかわる用役量、運転経費および維持補修費の保証」という欄で、本覚書で定める性能保証にかかわる用役とは電力、ガス、用水をいう。運転経費とは運転い、な、うんぬんときまして、用役費、運転経費および維持補修費の保証の対象範囲は本施設の処理能力に直接かかわるもののみとし、基準ごみ200、んにゃ、失礼しました2,000キロカロリーで年間80,665トン进行处理することを前提とする。これらの保証については、本施設の正式引渡し後3年ごとに清算及び見直しを行いうんぬんと、こういうことになっているところでございます。

○議長（古川利光君）

三回になりましたけど、もう一回いきますか。

○3番（木村和俊君）

もう一回させてください。

○議長（古川利光君）

はい、木村議員。

○3番（木村和俊君）

あの、じゃ、もう一回だけ。

そうしますとね、年間その80,665トン、これは、これを前提にする

と。だからこの分についてはメーカーが持つと。これを超える分については組合が持つと。というのが基本だと、いうふうに理解してよろしいですかね。

そうしますとね、全体で90,000トンの内、10,000トンについて組合が持つと、掛かる分については組合が持つと、いう関係になるとね、今度の助燃材の3億3,000万ぐらいの負担は丸々組合の負担でしょ。まっ名義が組合になってるということもあるかもしれんけどね。しかしこの覚書からいってもね、そんなもう80,000トンについてはメーカーが持つというのがこれ一応前提になつとるようですから、その分については組合が出す必要無いんじゃないんですか、少なくとも。

そこんところ説明してください。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい。80,665トン进行处理することを前提としますので、この分については組合が負担をしますと。それを上回るものについては、清算及び見直しを行う、こういうこととございます。

（発言する者あり）

○議長（古川利光君）

しばらく休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

すいません。言葉足らず、だったそうとございます。

80,665トンをベースに、ガス量の、負担について協議をいたします。で、全部この分を組合負担じゃなくて、当然あの、この80,665トンもひっくるめ、メーカー側と応分の負担を決めると、こういうこととございます。

（発言する者あり）

○議長（古川利光君）

だから使用量の全体を考えて、3年間の内でそれをどう応分するかというのを決めるということの取り交わしということと。

他にございませんか。

他に無ければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第16号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第3号」に対する討論に入ります。

○3番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○3番（木村和俊君）

補正予算に反対をいたします。

先程言いましたようにね、もう助燃材だけで3億3,000万でしょ、年間。液体酸素を入れると6億超すんですよ。委託費は年間3億ですよ。委託費のね、2倍以上の経費を今つき込んでやっと稼動してると、ごみを処理してるという状況なんですよ。

私明らかにね、この欠陥、あの施設には問題があると、なんでこういうことになってるのかということやはり組合としてね、メーカーにきちんと申し入れをして、第三者機関を入れて調査をすると、これは当然のことだと思うんです。ところが先の議会でも管理者は、そういう意向の無いというふうに言われました。なんで300トンの処理能力のある施設を造って下さいと。これは凶面発注じゃないんですよ。凶面も建設も含めて、そういった能力を発揮する施設を造って下さいという性能発注なんですよ。だからそういう性能が発揮されてないことについてはメーカーの責任なんです。そこんところがねなんできちんとメーカーの責任を明らかにするような対応をしてくれんのかと。私はそこんところがね本当にこう管理者としてね、組合に対する責任を果たしてないというふうに思います。

それと、今度の直接議案についてはね、そういった助燃材についても3億以上のお金が掛かるのにそん、その根拠になる、覚書も、覚書そのものじゃなくてこれはもう、あなたのは、その～、執行部の方で、と、あれでしょ。概要を、主などこだけ抜き書きしてまとめたやつですよ。こういうことではね、私は良くないと思うんですよ。

あのね、こういった論議はね、いろんなその政治的な立場とか、イデオロギーとかね、そういったものに関わり無く、本当に住民に対して我々が責任あるね、予算を審議をし、訊かれた場合はきちんと責任ある説明をできるような、そういった論議をするのは当然のことですよ。私はこういったね、全然根拠のなる資料も示さずにおいて、予算だけ通してくれと、こういったことはね、議会としても決して認めるべきじゃない。まして今回のようなね多額の補正でしょ。私はこういったことはね、あの議会としても認めるべきじゃないというふうに思いますので反対いたします。

○議長（古川利光君）

他に討論ございませんか。

○5番（青木弘義君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

青木議員。

○5番（青木弘義君）

議案16号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第3号」に賛成する立場で討論をいたします。

施設へ搬入されるごみ量は平成11年度に策定されました、ごみ量処理基本計画の80,665トンの想定を大きく超えて、90,000トン以上の搬入が予測されています。

施設の運営につきましては、4月初期トラブルや操作員の習熟度不足も徐々に解消されてきており、施設の処理量は9月に入り日量280トンを超える処理能力を発揮し、安定した処理を行っているようです。

今回の補正予算は、天然ガスの費用、電気の費用が主な内容ですが、それらの契約の相手方はガス会社及び九州電力であり、組合が支払いしなければならない義務があると考えます。

また、経費が増額したことは、ごみ量の増加が大きな要因ではありますが、JFEエンジニアリングにも責任の一端があり、応分の負担を現在協議中とのことであり、その結果を待ちたいと考えます。

基本的に施設が落ち着くまでは一年程度はいろいろな課題が発生すると思いますので、今回の補正予算については賛成をいたします。

施設を安定して稼働できるようにJFEエンジニアリング、組合事務局一丸となって課題に取り組み、市民生活の影響のないようにお願いしたいと思います。

以上、議案に賛成の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長（古川利光君）

他に討論ございませんか。

これで討論を終結いたします。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

起立多数。

起立多数であります。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成17年第4回県央県南広域環境組合臨時会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりまして議事が進行したことを心からお礼申し上げます。

大変ありがとうございました。

(午前10時42分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 荒木 榮喜

署名議員 中山 寛二